

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年6月30日

山口県知事様

提出者

住所 山口県周南市大字大島850番地

氏名 日本精蠟株式会社徳山工場

工場長 木原 健一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0834-84-0323

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本精蠟株式会社徳山工場
事業場の所在地	山口県周南市大字大島850番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	石油精製業
②事業の規模	217億円
③従業員数	240名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 廃棄物の処理フロー図 参照願います。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙 5S環境管理組織図			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2022年度実績の通り	
	排 出 量	974 t	t
	(これまでに実施した取組) 1. 代替ワックス精製法（水素添加法、モレキュラーシーブ法） 2. 廃棄物発生抑制を考慮した製造条件の検討 3. 再資源化 4. リサイクルの推進 5. 脱水効率向上による発生量の減少 6. プラスチック容器はリサイクル回数の増加を検討		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2-1の通り	
	排 出 量	1,168 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状1～6の継続 代替ワックス精製法に切替えることが出来れば、効果的に排出量を減らすことが出来るが、直ぐには難しい状況。ただ、2023年は製造量の減少により974tとなり、近年では、著しく産業廃棄物排出量を抑えることができた。2024年度の計画は2023年の製造量よりも微増となるが、年間1,168tを目指して引き続き産業廃棄物排出抑制に向け、上記1.～6.を継続していく。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に管理している。他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の種類別分別を継続する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	708 t	187 t
	優良認定処理業者への処理委託量	183 t	187 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
製造工程で点火する副資材を製品規格と照らし合わせながら、可能な限り削減するよう努めた。			

②計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥については、昨年に引き続き、最終処分量ゼロを継続するために処理業者との綿密な情報交換を保つ。その他のものは再生量増加の検討を継続する。また優良認定処理業者の委託料を増やす検討を継続していく。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

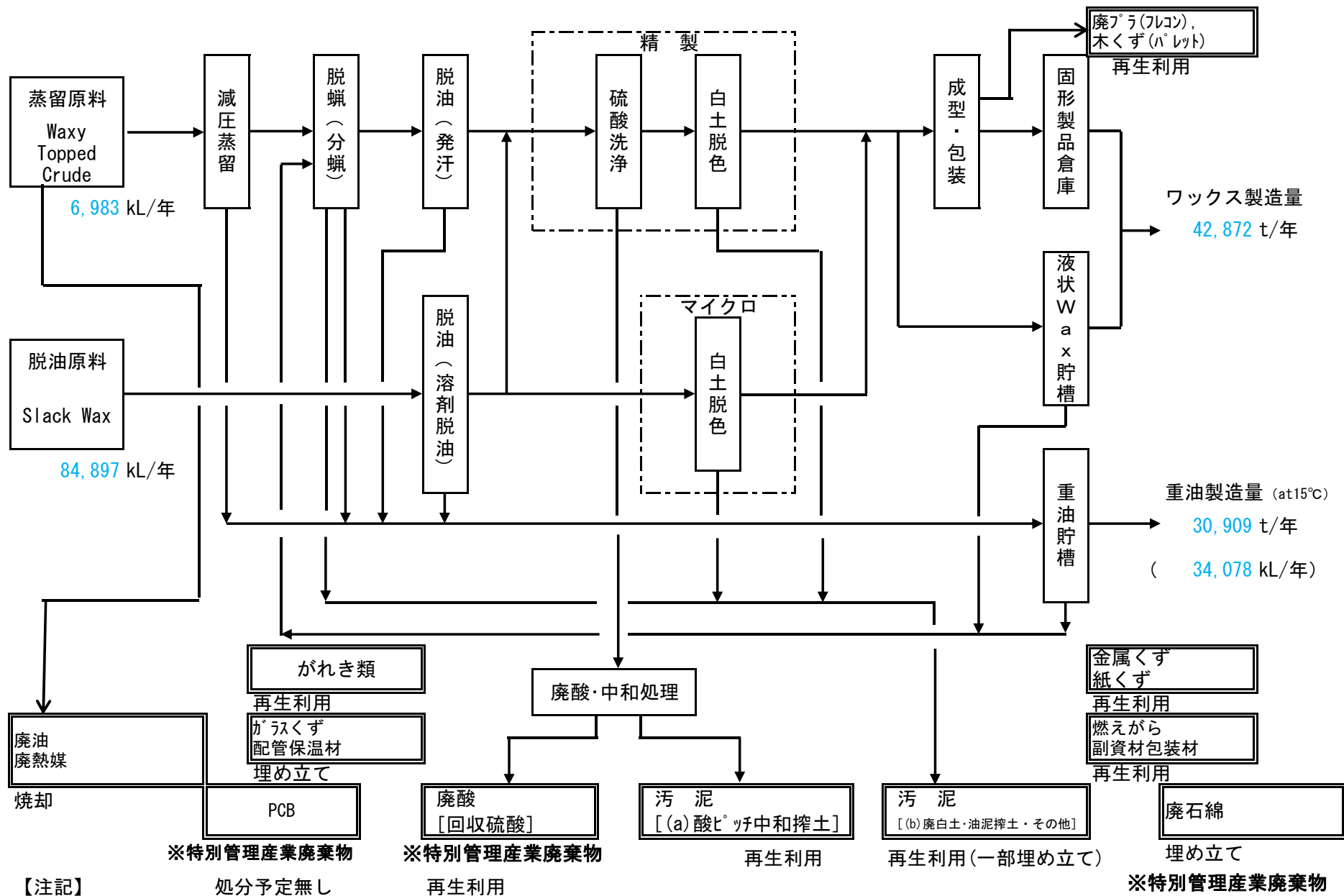


図. 1 廃棄物の処理関連フローシート (廃棄物はすべて委託処理)

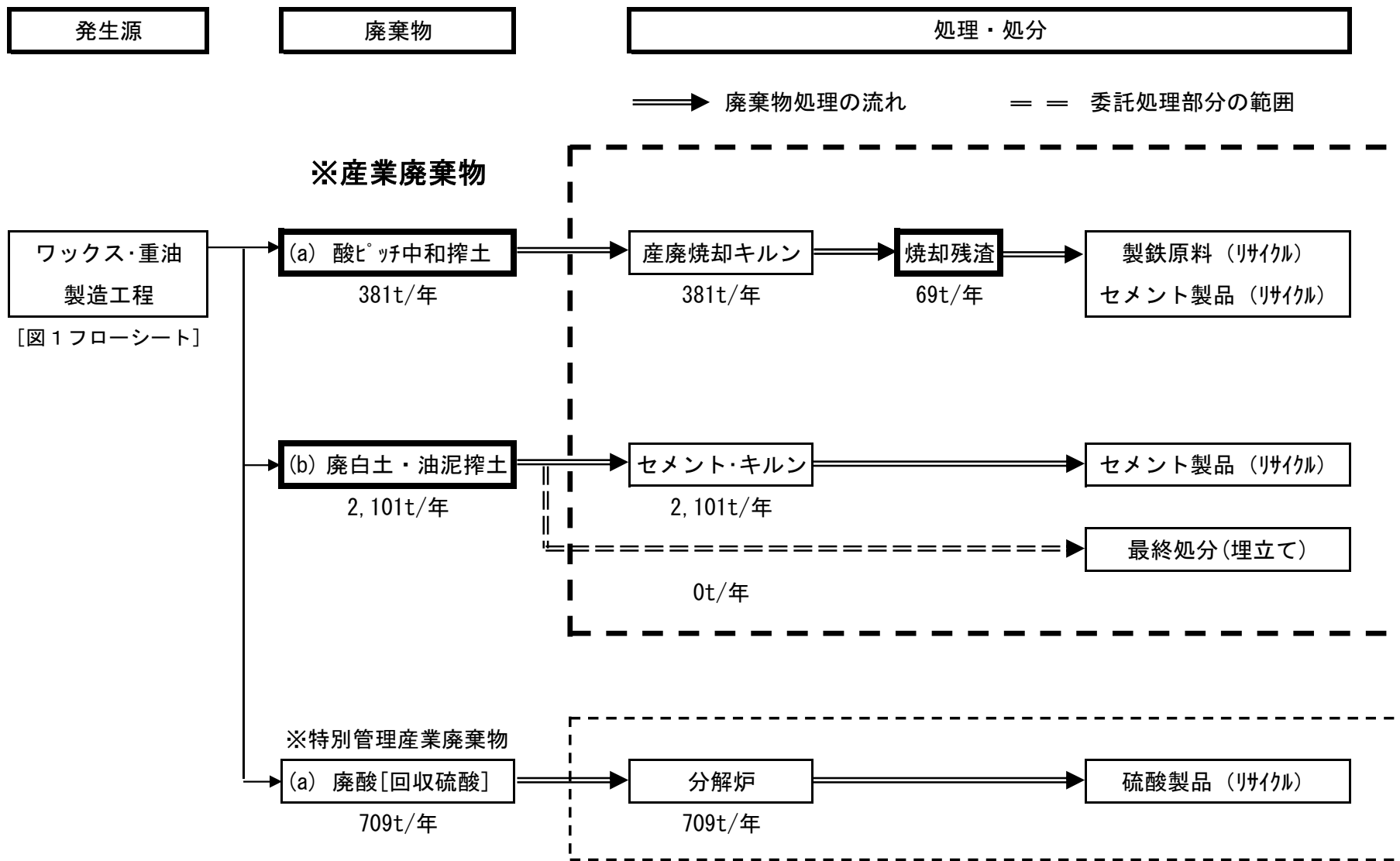


図2. 主な廃棄物処理フロー

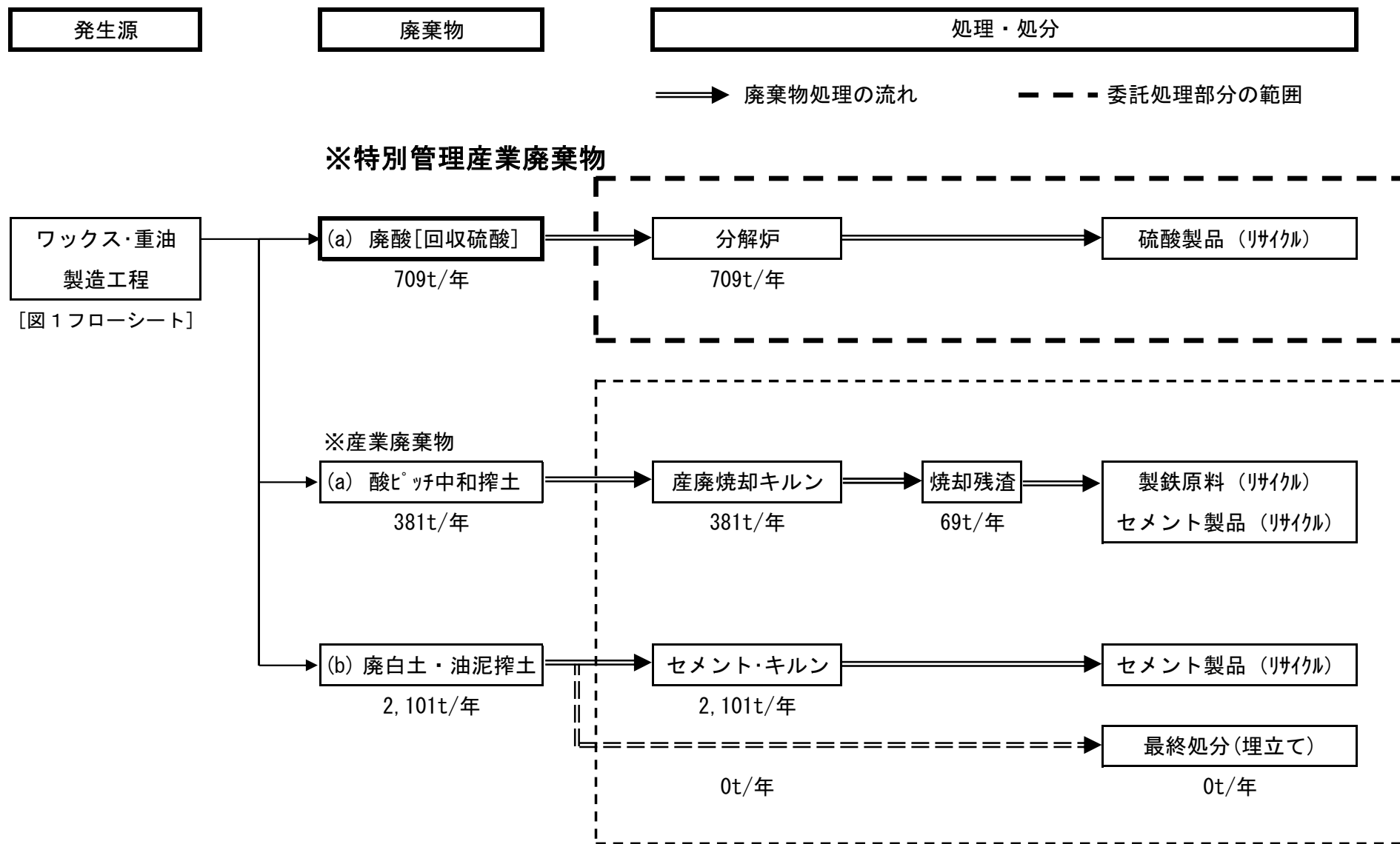
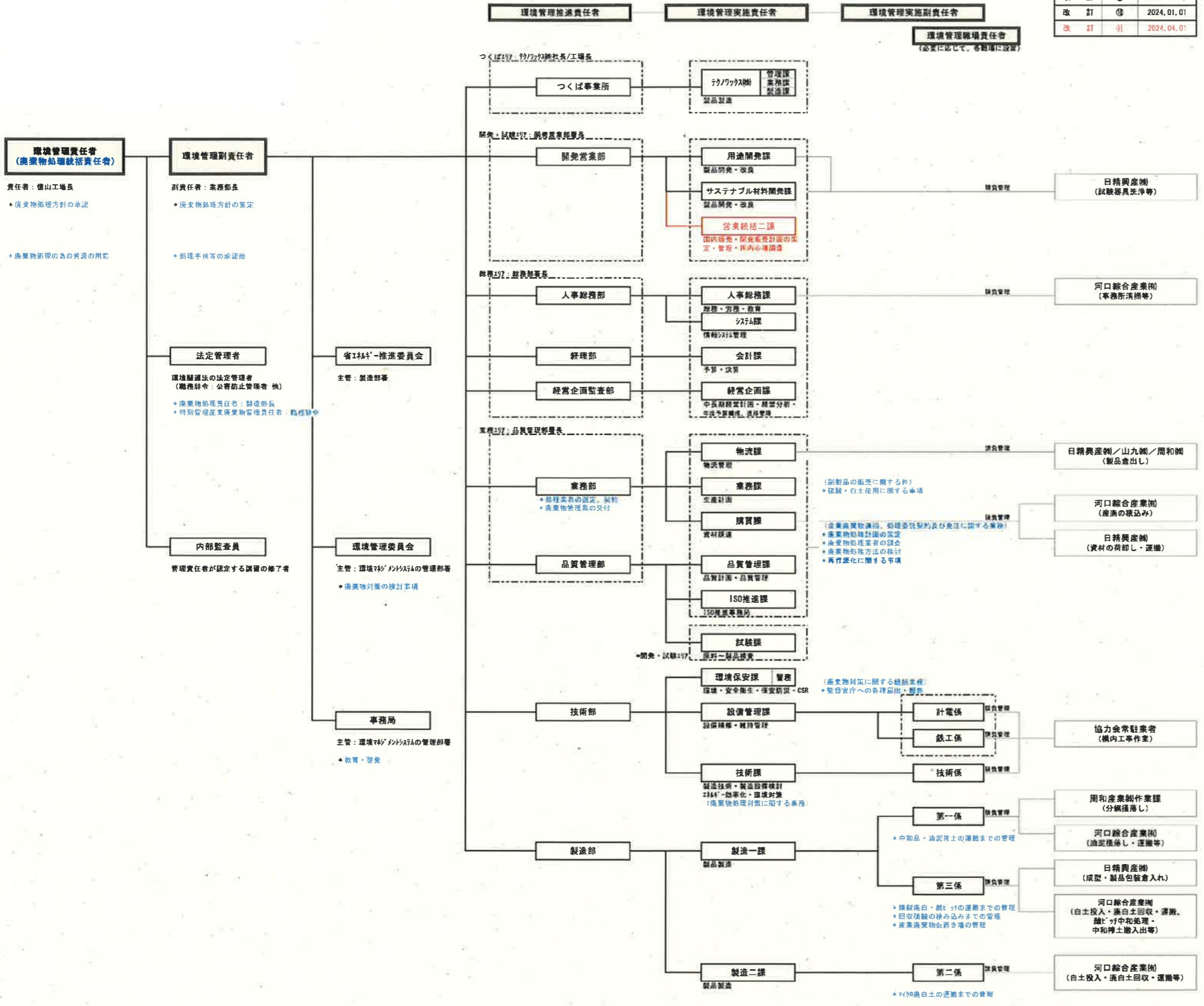


図. 3 主な特別管理廃棄物処理フロー図

環境管理組織図：廃棄物管理組織 (2024.04.01付)

【青文字＝廃棄物管理】

文書番号	D4-3-010		
制定	初版	2018.01.04	
改訂	②	2023.07.01	
改訂	③	2024.01.01	
改訂	④	2024.04.01	



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者名称	日本精糖株式会社徳山工場	所在地(市町名)	南州市	事業の種類	石造骨子産業
-----------	--------------	----------	-----	-------	--------

区分	種類	排出物に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		処理委託に関する事項												
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量				全委託処理量		役員認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う事業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う事業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産	塵芥袋																							
	汚泥	708	850							708	850						183	200						
	廃油	187	227							187	227						187	200						
	廃酸																							
	廃アルカリ	7	5							7	5													
	廃プラスチック類	22	30							22	30													
	紙くず																							
	木くず	42	50							42	50						42	50						
	繊維くず																							
	廃	動物性残渣																						
動物系固形不燃物																								
ゴムくず																								
金属くず																								
碎ガラス、コンクリート片、無機くず		1	1							1	1													
紙くず		5	5							5	5													
繊維くず																								
がれき類																								
動物のふん尿																								
動物の死体																								
物	ばいじん																							
	13号産業廃棄物	2								2														
	計 (A)	974	1,168	0	0	0	0	0	0	974	1,168	0	0	0	0	0	412	450	0	0	0	0	0	